

【資料5】

社会資源ガイドライン

2004

< 市民活動推進補助金抜粋 >

2005年3月

大和市協働推進会議

7 市民活動推進補助金

7 - 1 補助金

7 - 2 補助金の区分等

7 - 3 プロセス

7 - 4 選考委員会

7 - 5 選考基準

7 - 6 成果の発表

7 - 7 情報の公開

資料：市民活動推進補助金選考委員会会則

7 市民活動推進補助金

7 - 1 補助金

基金を財源として、新しい公共を創造する市民活動推進条例に基づく市民活動に対して補助を行う。

7 - 2 補助金の区分等

・補助金の区分等は、次のとおりとする。

区分	趣旨	条件	金額上限	回数
めばえ	市民活動の立ち上げのための補助（市民活動をこれからはじめる又ははじめたばかりの時期の補助）	当該事業実施に必要な経費（現金による支出を超えない範囲とする） 公開プレゼンテーション	5万円	1申請者につき1回
はぐくみ	既に行っている市民活動をさらに発展させるための補助	当該事業実施に必要な経費の2分の1以内（現金による支出を超えない範囲とする） 公開プレゼンテーション	20万円	1事業につき1回

・応募資格 大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例第2条第1項第2号に規定する市民活動であって、主たる活動が大和市内の活動であるもの、又は拠点が市内にあるもの。

<参考> 条例第2条

(2) 市民活動 市民、市民団体及び事業者が行う自主的な活動で、次のいずれにも該当するものをいう。ただし、宗教及び政治に関する活動を主たる目的とするもの並びに選挙に関する活動を目的とするものを除く。

- ア 新しい公共に参加する意思のある活動
- イ 多様な価値観を認めあう活動
- ウ 営利を目的としない活動

・補助金額は、全体で100万円以内とする。

・経費の考え方

対象経費の枠は設けない。事業実施に必要なかどうかで個別に判断することとする。

また、全体事業費の算定にあたっては、単純に現金支出した経費だけでなく、ボランティア（無償）で提供された労力などのインカインド（目に見えない経費）も

含める。(算入の一定ルールを設ける)

* インカインド

ボランティアで無償の活動として提供された労力などを、お金に換算した場合の額のこと。

このインカインドを社会的に分かるようにすることで、支援のきっかけをつくることになる。

7 - 3 プロセス

補助金交付までのプロセスは、次のとおりとする。

ア 募集

- ・補助を希望するものを募集する
- ・募集期間は約1ヶ月間とする。

イ 公開選考会

- ・応募者による公開プレゼンテーション
- ・選考委員会による公開選考会

ウ 補助金交付決定

- ・選考委員会の選考結果に基づき、市長が補助金の交付を決定

エ 補助金の交付

7 - 4 選考委員会

具体的な補助金の選考を行う選考委員会を設置する。構成、任期は次のとおりとする。

ア 構成

委員7人以内

- ・協働推進会議委員 2人以内
- ・市 1人
- ・市民活動センター代表 1人
- ・知見者 3人以内
(例：市外で市民活動をしている人、社会貢献に関心のある企業人)

イ 任期 2年(再任は1回まで)

ウ 運営 選考委員会に委員長を置き、委員長は会を運営する。

7 - 5 選考の基準

選考にあたっては、次のポイントを考慮する。

- ・意欲
- ・使命(ミッション)
- ・活動の広がり(提案に対する賛同者をどれだけ集めているか)
- ・実現性(実現のためにどの程度準備しているか)
- ・発展性

2004年度選考基準

項目	詳細項目	めばえ	はぐくみ
意欲			
使命	新しい公共性 (地域に役立つ活動)		
	社会資源の提供・活用(発見)		
	非営利		
	多様な価値観を認める		
	社会貢献		
活動の広がり	先駆性		
	創造性		
	連携の可能性		
実現性	費用の妥当性		
発展性	継続性		
	発展性		

印は、特に比重を置く項目。

7 - 6 成果の発表

補助を受けた場合は、事業の実績報告書を提出するとともに、公開による報告会で報告する。

7 - 7 情報の公開

基金及び補助金に関する情報は原則としてすべて公開するものとする。また、制度に対する苦情などの経過についても、同様に公開していくこととする。

応募書類は、公開選考会の前にホームページや窓口などで公開することとする。

< 資料 >

大和市民活動推進補助金選考委員会会則

(趣旨)

第1条 この会則は、大和市民活動推進補助金交付要綱(平成16年8月1日施行)第10条により設置された大和市民活動推進補助金選考委員会(以下「選考委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 選考委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、選考委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 選考委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長を務める。

2 選考委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、賛成と反対が同数のときは、議長が決定する。

(委任)

第4条 この会則に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月 5日から施行する。